

「気候変動適応計画（骨子案）」に対する意見募集について

令和3年8月30日（月）

環境省地球環境局総務課気候変動適応室

我が国において、既に生じている、あるいは、将来予測される気候変動の影響による被害を防止又は軽減するため、「適応」の取組の推進が重要となってきています。

こうした中、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第7条の規定に基づき、平成30年11月に「気候変動適応計画」を閣議決定しました。令和2年12月には、同法に基づく初めての気候変動影響の総合的な評価に関する報告書となる「気候変動影響評価報告書」が公表されました。同報告書を踏まえて、令和3年度に気候変動適応計画の改定を行う予定としており、今般、適応策の基本的考え方等をまとめた「気候変動適応計画（骨子案）」を作成いたしました。

つきましては、広く国民の皆様からの御意見をお聴きするため、以下の要領で意見の募集（パブリックコメント）を行います。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

気候変動適応計画（骨子案）

2. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和3年8月30日（月）から同年9月28日（火）まで
（郵送の場合は同日必着）

（2）意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

① 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の「意見募集案件」の一覧から「「気候変動適応計画（骨子案）」に対する意見募集について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」

より御提出ください。

② 郵送による提出の場合

以下の意見提出様式により、御提出ください。

【提出先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館3階
環境省地球環境局総務課気候変動適応室 パブリックコメント担当 宛て

〈意見提出様式〉

宛先：環境省地球環境局総務課気候変動適応室

件名：気候変動適応計画（骨子案）に対する意見

住所：

氏名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署及び担当者名）：

電話番号：

電子メールアドレス：

意見：

〈該当箇所〉 頁 行目（意見対象箇所を明記してください。）

〈意見内容〉

〈意見の理由〉（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

※ 1枚の紙に複数の意見を記入する際は、上記の点を繰り返し記入してください。

（注意事項）

- ・ 御提出いただきました御意見については、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 記入漏れ、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきます。
- ・ 皆様から提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ・ 御意見の中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

3. 資料の入手方法

(1) インターネットによる閲覧

- ・環境省ホームページ

<http://www.env.go.jp/press/109932.html>

- ・電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 環境省地球環境局総務課気候変動適応室にて配布

(3) 郵送による請求

郵送による送付を希望される方は、250 円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒（A 4 版の冊子が折らずに入るサイズのもの）を同封の上、「『気候変動適応計画（骨子案）』に対する意見募集関係資料希望」と封筒表面に明記し、以下の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

【宛先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2 中央合同庁舎 5 号館 3 階

環境省地球環境局総務課気候変動適応室 パブリックコメント担当 宛て

4. 問合せ先

環境省地球環境局総務課気候変動適応室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

TEL : 03-5521-8242